

7.住民と共存する史跡

史跡管理のための予算:約6,000万円/年

特別史跡大野城跡

【史跡 観世音寺及び子院跡】



史跡
公有地



史跡
公有地

【特別史跡 大野城跡】

史跡環境を形成する
樹林と接する住宅

【史跡 観世音寺及び子院跡】

8. 自然環境による史跡破壊の現状

倒木による史跡破壊



イノシシに掘り起こされた史跡地



種実腐敗による史跡環境悪化



腐敗した梅を放置することで、散策者に対して危険な蜂などが集まってくる

【特別史跡 大宰府跡】

9. 「史跡等購入費国庫補助」制度と史跡の保存

開発圧力からの保存

【即効性、即時性が求められる】

開発圧力から、代替がきかず「そこ」にしか存在しない我が国固有の史跡を保存するには、即効性、即時性が求められる場面が多く、また、本市のように広域な史跡を有する自治体にとって、現状の「史跡等購入費国庫補助」制度は、財政的に困窮する地方自治体にとって極めて有効な制度であり、将来にわたって堅持いただきたい制度です。

自然の破壊圧力からの保存や整備・環境改善

【長期的持続性が求められる】

一旦公有化された後の自然力から受ける破壊からの保存や史跡を国民に伝える整備、環境改善に要する費用は、長い年月必要とされるものであり、財政的に困窮する地方自治体の自立的運用による持続可能な取り組みが望まれるところだと思えます。

10. 提案内容

史跡保存のための作業で生まれる「発生材」

管理伐採した樹木

掘り起こしによって史跡を破壊する害獣の捕獲

史跡環境を悪化させる種実類の採集



「発生材」を「資源」として活用

「史跡等購入費国庫補助要項」の趣旨にある「保存のための史跡等の土地買上げ等」で取得した土地において、史跡保存活動で生じた発生材を資源化する行為が、「保存のための行為」にあたるのかが明確でないため、認められない可能性があります。

➡ 史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化

1 1.提案の実現による効果

資源の有効活用ならびに財政負担の軽減



環境改善前



環境改善後

地方公共団体の
自立性・自主性の向上

市民活動への支援と
市民活動のさらなる活発化

【特別史跡 大宰府跡】



【史跡 観世音寺及び子院跡】



市内の史跡全体からすると、ほんの一部 11

12. これからの文化財保護（保存と活用）へむけて

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

①地域における文化財の総合的な保存・活用



『H30.7 文化財保護法改正の概要』（文化庁）より抽出

本提案の実現

『文化財保存活用地域計画』
策定

史跡保存
史跡環境・住環境保全のための
手立ての確保

多様な人びとが理解できる・支援できる文化財へ文化財を継承するパートナーへの支援

「社会総がかり」
で取り組んでいく

障害者割引制度における 市町村の証明事務の見直し ～有料道路における障害者割引制度の是正～

令和2年7月13日（月）

特別区長会（豊島区保健福祉部長）

1 福祉事務所等における証明事務の現状

様式1 福祉担当窓口用

ゆうりょうどろあしやがいしゃおびしんせいしよけん りょうしんせいしよ
有料道路障害者割引申請書 兼 ETC利用申請書

太神内のみご記入ください。(神からはみ出さないよう丁寧に記入して下さい) 新規・変更・更新

申請年月日	年	月	日
ふりがな			
申請者氏名	生年月日(西暦)	年	月 日
ふりがな			
住所	〒		
日中連絡をとることができる連絡先	電話 ()	FAX ()	
身体障害者手帳又は療育手帳の手帳番号			
自動車登録番号又は車両番号	【記載例：品川〇〇〇〇〇〇〇〇】		
自動車の所有者(注1)	氏名	続柄等	
<input type="checkbox"/> 本人の運転による割引が認められる場合 <input type="checkbox"/> 本人以外の者の運転による割引が認められる場合(本人の運転の場合も割引が適用されます)			
ETCカード(注2)	名義(カナ又はローマ字)		
	番号(左詰：14～19桁)		
	続柄		
ETC車載器(注3)	管理番号(5桁～8桁～6桁)		
※ETCカードの番号及びETC車載器の管理番号は左詰めで記入してください。			
ETC割引有効期限	年	月	日 整理番号
割引有効期限	年	月	日

【記入上の注意】 視聴音肢内児愛

(注1) 自動車検査証又は種自動車届出済証上の所有者の氏名を記入してください。
 ・ 租税契約又は底附の賃貸借契約等により自動車を利用している場合は、自動車検査証又は種自動車届出済証上の使用者の氏名を記入してください。
 ・ 続柄等は申請者との関係を記入してください。(重度の障害をお持ちの方で、継続して日常的に介護している方の所有する自動車に登録する場合は「介護者」と記入してください。)

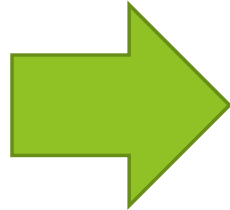
(注2) ETC利用申請をされない方は記入の必要はありません。
 ・ 名義・番号はETCカードのとおり記入してください。(障害者ご本人名義のものに限ります。ただし未成年の重度障害者の方がご本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつご本人の運転による割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は後見人名義のものも対象となります。)
 ・ 続柄は申請者との関係を記入してください。

(注3) ETC利用申請をされない方は記入の必要はありません。
 ・ 管理番号は「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」とおとり記入してください。

【個人情報の保護】 各有料道路事業者は、ETC利用対象者証明書に記載した登録者の個人情報について、「有料道路ETC割引登録係における個人情報の取り扱いについて」にしたがって、適切に取り扱います。

【通行上の注意】 料金所で料金をお支払いいただく際、料金係員が身体障害者手帳又は療育手帳の記載事項及び障害者ご本人が運転又は同乗していることを確認させていただきます。なお、登録されたETCカードを登録された車載器に挿入して無線通行した場合以外のご利用では割引は適用されませんので、ご注意ください。ETC未整備料金所や点検等によりETCレーンを利用できない場合や通信エラーによりバーが晴かない場合などには料金係員にETCカードを渡してお支払いとなります。この場合は事前に障害者割引のために登録されているETCカードでのお支払いの場合でも、係員への手帳の提示が必要となります。(手帳の提示なしでは割引になりません。)このため、有料道路をご利用の際は、必ず手帳を携行するようしてください。

※その他の注意事項につきましては、「有料道路における障害者割引制度のご案内」の内容を、ご了承のうえ、申請してください。



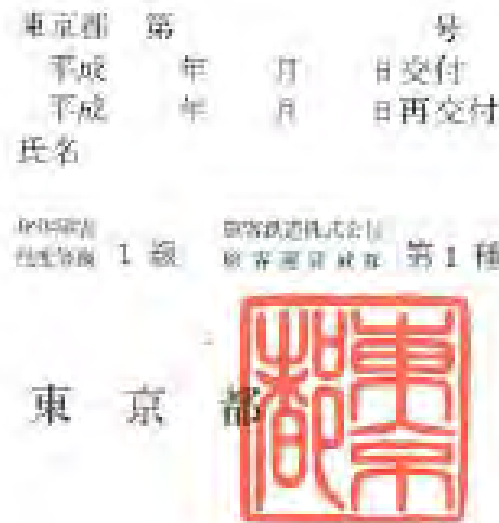
福祉事務所等の窓口へ
本人（又は代理人）
が出向いて提出



証明事務
本人確認・申請書の確認

JR等その他公共交通機関で割引を受ける場合

身体障害者手帳



※例は身体障害者手帳

乗車券、搭乗券購入時に
手帳を提示することにより割引適用

※身体障害者手帳等に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が
設けられており、都が手帳交付時に障害区分を記載。

その他公共交通機関については
手続き必要なし
追加の証明事務は発生しない

2 福祉事務所等における業務内容 (1) 手帳により割引を受ける場合

確認事項

対象者
(氏名、障害の程度)

車種要件

所有者要件

確認方法

手帳による確認

- ★身体障害すべて（本人以外の運転の場合は第1種のみ）
- ★知的障害1・2度（第1種）は本人以外の運転の場合

車検証等による確認

手帳・車検証・免許証
による確認

2 福祉事務所等における業務内容 (1) 手帳により割引を受ける場合

<手帳への記載イメージ>

●ご本人が運転される場合

道路 品川〇〇〇-ふ-〇〇〇〇
〇年 〇月 〇日まで

●ご本人以外の方が運転される場合

道路 品川〇〇〇-ふ-〇〇〇〇
介護 〇年 〇月 〇日まで

※「介護」と記載のない場合、本割引は適用されません。

※割引有効期間

新規申請においては申請した日からその後の2回目の誕生日まで
更新期間（有効期限2か月前から有効期限前日までの申請）においては、
申請した日からその後3回目の誕生日まで
更新の場合も新規申請と同様の手続きを行う。